事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	森林経営計画認定	三事務	事業コ	ード	0669			
所属コード	142000	課等名	林政	文課		係名	林政	係
課長名	高橋 山雄	担当者	名	平山 久枝		内線番	号	6054
評価分類	■ 一般 □ 2	い施設		大規模公共事業		補助金	: [〕内部管理

(1) 概要(旧総合計画体系における位置づけ)

総合計画	施策の柱	活力ある産業の拡	活力ある産業の振興 コード								
体系 (旧)	施策	活力ある農林業の	活力ある農林業の振興 コード								
	基本事業	生産基盤の整備	生産基盤の整備 コード								
予算費目名(H26)	一般会計6	一般会計 6 款 2 項 1 目 総務事務 (001-01)									
特記事項(H26)											
事業期間	□単年度	■単年度繰返	□期間限定複数年度	開始年	度	年度					
根拠法令等(H26)											

(2) 事務事業の概要

森林法に基づき、申請のあった森林計画を審査し認定する。

(3) この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

平成24年4月の森林法改正による。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

木材価格の低迷により、森林経営の意欲を失った森林所有者に対し、計画的な森林施業を実施することにより、税制面での優遇措置が図られるとともに関連する補助事業等の活用が可能になる。

2	事務事業の実施状況	(Do) .	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
---	-----------	-----	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(1) 対象 (誰が、何が対象か)

民有林

(2) 対象指標(対象の大きさを示す指標)

指標項目		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	26 年度
		実績	実績	実績	見込み	実績
A 民有林(盛岡·都南地域)	ha	27,807	27,807	27,807	27,807	27,807
В						
С						

(3) 26 年度に実施した主な活動・手順

森林所有者等が策定した森林経営に関する計画を審査し認定する。

(4) 活動指標(事務事業の活動量を示す指標)

指標項目		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	26 年度
		実績	実績	実績	目標値	実績
A 経営計画認定面積(盛岡·都南地域)	ha	0	0	4,947	9,000	5,222
B 施業計画認定面積(盛岡·都南地域)	ha	9,154	9,336	9,336	9,336	9,336
С						

(5) 意図(対象をどのように変えるのか)

計画期間5年の森林経営計画(森林施業計画)団地ごとに樹立させ、森林の所有者等が立木を育て収穫するために必要な植栽・保育・間伐・伐採等の森林施業が計画的に行われるようにする。

(6) 成果指標(意図の達成度を示す指標)

指標項目	性格	単位	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	26 年度
担保場口	1生1谷	半世	実績	実績	実績	目標値	実績
A 施業が行われた民有林の面積	■上げる						
(盛岡・都南地域)	口下げる	ha	62	59	58	50	31
	□維持						
В	口上げる						
	口下げる						
	□維持						
С	口上げる						
	口下げる						
	□維持						

(7) 事業費

1五口	財源内訳	単位	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	26 年度
項目	次日 対派にか		実績	実績	実績	計画	実績
事業費	① 国	千円					
	②県	千円					
	③地方債	千円					
	④一般財源	千円					
	⑤その他()	千円					
	A 小計 ①~⑤	千円					
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	160	160	160	160	160
	B 職員人件費 ⑥×4,000	千円	640	640	640	640	640
	円						
計	トータルコスト A+B	千円	640	640	640	640	640
備考							

(1) 必要性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

森林経営計画を立てることにより、森林の適正な管理が行われ生産性の向上が図られるため 政策の体系と結びついている。

② 市の関与の妥当性

法定事務であり, 妥当である。

(3)	対象	の妥	当性
(U)	7] 3 N	V) 54	$=$ 1 \perp

法定事務であり、妥当である。

④ 廃止・休止の影響

森林法に基づくものであり、廃止・休止はできない。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

森林所有者同士の働きかけと森林経営の意欲向上により、計画樹立が困難な地域にも計画が立てられる可能性が生じるため、成果の向上余地はある。

(3) 公平性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

森林法に基づくものであり、公平・公正である。

(4) 効率性評価

人件費以外の事業費がないため, 削除余地はない。

(1) 概要 (新しい総合計画体系における位置付け)

総合計画 体系(新)	施策(方針)	農林業の振興	コード	21
PT 21 (491)	小施策(推進項目)	生産基盤の整備	П 7.	2

(2) 改革改善の方向性

森林組合を通じるなどし、森林所有者への働きかけを行い、未計画区域の計画策定を推進する。 森林施業計画が作成されている森林については、森林経営計画への移行を促進させる。

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

大規模森林所有者以外は森林経営計画策定のための面積要件クリアに苦慮し、計画樹立が困難であったが、制度改正により要件が緩和されたので策定件数増加を図るためにも、森林組合等との連携をより一層密にする必要がある。

(1) 今後の方向性

- □ 現状維持(従来どおりで特に改革改善をしない)
- 改革改善を行う(事業の統廃合・連携を含む)
- □ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

法律が変わったにもかかわらず, 私有林における森林経営計画の策定がなかなか進まない状況 にある。県とも連携しながら, この計画認定の促進に向けて工夫を図る必要がある。